

内閣府

政策統括官（共生・共助担当）付参事官（共助社会づくり推進担当） 殿

国税庁長官官房参事官（納税者サービス PT）

マイナポータル連携への対応に当たっての周知について（協力依頼）

平素より、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標題の件につきまして、令和 7 年 11 月 5 日付事務連絡「寄附金控除に係るマイナポータル連携の利用について（協力依頼）」において、寄附金控除に係るマイナポータル連携への対応について、寄附を受け入れる所管法人（以下「寄附団体」といいます。）への周知に御協力を賜りましたところ、今般、寄附団体から国税庁へ寄せられている質問事項等を別紙のとおり取りまとめましたので、既に御検討いただいている認定・特例認定 NPO 法人も含め、改めて周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【連絡先】

国税庁 長官官房 企画課
納税者サービス PT 情報連携推進担当
担当：松葉・関合
myna_jyohorenkei@nta.go.jp

(問1) マイナポータル連携は、全ての寄附団体が対応すべきものでしょうか。

(答) 寄附団体におけるマイナポータル連携が順次拡大する中で、未対応の寄附団体への寄附については、寄附者（納税者）の方が確定申告をする際、別途入力が必要となってしまいます。寄附者の利便性向上の観点から、全ての寄附団体がマイナポータル連携に対応していただくことが望ましいと考えております。より多くの寄附団体において、可能な限り早期にマイナポータル連携への対応を進めていただけるよう、改めてお願い申し上げます。

(問2) 寄附金控除にかかるマイナポータル連携についての説明会の開催予定はありますか。

(答) 現時点で、具体的な時期は未定ですが、本年秋頃の開催を検討しております。

(問3) 昨年の説明会后、マイナポータル連携への対応を希望してアンケートに回答し、費用やシステム改修の有無について、民間送達サービス事業者からの連絡を待っている状況ですが、いつ頃連絡がある見込みですか。

(答) 民間送達サービス事業者からの連絡は、各事業者の対応状況に応じて順次行われております。お待たせして申し訳ございませんが、今しばらくお待ちいただきますようお願いいたします。

(問4) 既に対応している団体の意見や事例を参考にすることはできませんか。

(答) 既に対応している団体の事例は、検討の参考となるよう、本年夏頃を目途に国税庁ホームページに掲載する予定です。

(問5) 寄附者への周知はどのように行えばよいですか。

(答) 民間送達サービス事業者と契約締結後、対応開始年の前年夏頃を目途に、国税庁ホームページにおいて、対応可能となった寄附団体名を順次周知する予定です。例えば、令和9年1月から連携を開始する場合には、令和8年8月頃から公表（毎月更新予定）します。

また、寄附団体から寄附者への周知については、マイナポータル連携の概要や事前準備に関する国税庁ホームページへのリンク等をご案内いただけるよう、国税庁において、随時 URL 等の情報を提供するとともに、国税庁・民間送達サービス事業者・寄附団体が連携した周知を行う予定としております。

(参考) 国税庁ホームページ「マイナポータル連携可能な控除証明書等発行主体一覧」
<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/list.htm>

(問6) 寄附金控除にかかる証明書等については、マイナポータル連携ではなく、電子データ (XML 形式) のダウンロード等による提供でもよいですか。

(答) 寄附団体から提供された電子データ (XML 形式) を利用して申告する場合、寄附者は当該データを読み込むことで入力の手間が削減されますが、一方で、毎年、寄附した団体分の XML データをそれぞれダウンロードして読み込ませる作業が発生します。このため、寄附者の利便性向上を最大化する観点から、マイナポータル連携に優先的に対応いただきますようお願いいたします。

※ マイナポータル連携では、初回利用時に事前準備 (マイナポータルと民間送達サービス事業者とのアカウント連携等) を行えば、原則として翌年以降は、改めて連携設定等を行うことなく、申告に必要な情報が自動入力されます。